

告 示

埼玉県告示第百六十号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

幸手市花島地内

四 作業期間

令和四年三月一日から令和四年三月三十一日まで